

## 新たな景観政策について

—時を超え光り輝く京都の景観づくり—

# 屋外広告物等に関する制度の見直し

豊かな自然と 1200 年の悠久の歴史に育まれてきた京都の美しい景観が、日ごとに失われてきています。そのため、平成17年7月に設置した「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」において歴史都市・京都にふさわしい景観のあり方についての審議が重ねられ、平成18年3月に「中間取りまとめ」、11月に「最終答申」が京都市に提出されました。

京都市では、これらを踏まえ、50年後、100年後の京都の将来を見据えた、建築物の高さやデザイン、屋外広告物等に関する制度の見直し及び眺望景観に関する新たな保全施策を実施するため、平成19年3月に条例改正等を行い、平成19年9月から施行しました。本冊子は、これらの新たな景観政策のうち、屋外広告物等に関する制度の見直しの概要について説明するものです。

平成19年9月

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

# 屋外広告物等に関する制度の見直し

## 目次

	頁
<b>屋外広告物等に関する制度見直しの目的と基本的な考え方</b>	
1 屋外広告物等に関する制度見直しの目的	1
2 屋外広告物等に関する制度見直しの基本的な考え方	1
(1) 地域ごとの景観特性等を踏まえた規制をします	1
(2) 高さ規制及びデザイン規制の見直しを踏まえた規制をします	1
(3) 優良な屋外広告物の設置を誘導します	1
(4) 違反広告物対策を強化します	1
<b>屋外広告物等に関する制度の見直しの内容</b>	
1 地域ごとの景観規制等を踏まえ、屋外広告物規制区域を見直します	2
2 世界遺産等周辺における屋外広告物規制を強化します	2
3 屋外広告物の規制を強化します	2
(1) 屋上屋外広告物を全面禁止します	2
(2) 屋外広告物の高さ規制を強化します	3
(3) 屋外広告物の面積の制限を強化します	4
(4) 屋外広告物の形態等の規制を強化します	7
(5) 屋外広告物の意匠の制限を強化します	8
(6) 条例に基づく規制の適用対象を拡大します	9
4 特定屋内広告物の規制を強化します	9
5 屋外広告物の完了届を義務付けます	9
6 屋外広告物の維持管理の状況の報告を求めます	9
7 優良な屋外広告物の設置を誘導します	9
8 屋外広告物の施工業者への対応を強化します	10
9 違反屋外広告物への対応を強化します	10
10 既に許可を受けている屋外広告物の経過措置を設けます	10
11 改正条例の施行日	10
別紙 屋外広告物許可基準	11

# 屋外広告物等に関する制度見直しの目的と基本的な考え方

## 1 屋外広告物等に関する制度見直しの目的

京都市では、屋外広告物を都市の景観をかたちづくる重要な要素として位置付け、昭和31年から屋外広告物法に基づいて屋外広告物条例を制定し、屋外広告物を表示する際に市長の許可を義務付け、位置、規模、形態を規制するとともに意匠について、全国的な企業のコーポレートカラーであっても、京都にふさわしいデザインに変えるよう指導するなど、きめ細かい規制と誘導を行ってきました。また、平成8年には条例を改正し、窓ガラスの内側から表示する広告物（特定屋内広告物）を規制する制度を全国で初めて導入するなど、更に規制を強化しました。

しかしながら、条例の基準の範囲であっても、無秩序に設置されている屋外広告物や建築物と調和しない屋外広告物が町並み景観を乱していることから、今回、建築物の高さやデザインの規制の強化と合わせて、屋外広告物の制度についても大幅に見直すことにより、歴史都市・京都の良好な景観を創出しようとするものです。

### 屋外広告物とは

①常時又は一定の期間継続して ②屋外で ③公衆に表示されるもので、具体的には、看板や広告塔、ポスターなどだけではなく、建築物の壁面等に直接表示するものも含まれます。また、表示内容については文字だけではなく、商標、シンボルマーク、写真など一定のイメージを与えるものや商業広告以外の営利を目的としないものも含まれます。

京都市においては、市内全域を屋外広告物禁止地域又は屋外広告物規制区域に指定しており、屋外広告物規制区域内で屋外広告物を表示する場合は市長の許可を義務付けています（ただし、自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2㎡以内であれば許可は不要ですが、条例の基準を守る必要があります。）。

## 2 屋外広告物等に関する制度見直しの基本的な考え方

市街地を取り巻く山並みとの関係と建築物の規制を踏まえ、原則として、京都の商業・業務の中心地区である都心部においては、町並み景観との調和に配慮した一定の高さ、形態、意匠の屋外広告物を認め、都心部から三方の山すそに行くにしたがって、次第に高さ、形態、意匠の規制を厳しくし、自然景観や町並み景観及び建築物との調和が取れた屋外広告物が設置されるようにします。また、規制の強化と併せて、優良な屋外広告物の誘導と違反指導の強化の3つの施策を一体として行うことにより、良好な景観の形成を図ります。

具体的には、次の視点を基本として制度の見直しを行います。

### (1) 地域ごとの景観特性等を踏まえた規制をします

世界遺産周辺、良好な低層住宅地あるいは歴史的な建造物が多く存在する地区など、地域の景観特性や市街地環境の特性、土地利用等を考慮して、屋外広告物が町並み景観や建築物と調和するよう規制・誘導します。

### (2) 高さ規制及びデザイン規制の見直しを踏まえた規制をします

建築物の高さ規制及びデザイン規制の見直しとの整合性の取れた屋外広告物の規制をします。

### (3) 優良な屋外広告物の設置を誘導します

優良な屋外広告物の設置を誘導する制度を導入します。

### (4) 違反広告物対策を強化します

条例に違反した屋外広告物の施工業者に対する措置や違反広告物に対する指導を強化します。

## 屋外広告物等に関する制度の見直しの内容

### 1 地域ごとの景観規制等を踏まえて、屋外広告物規制区域を見直します

地域ごとの景観特性や建築物の高さ規制の見直し等に対応した規制となるよう規制区域を見直し、現在の9種類の規制区域を21種類に再編します（伝統的建造物群保存地区等を対象とした屋外広告物等特別規制地区を除きます。）。

（屋外広告物等の種類については、下記の「屋外広告物等の種類」を、規制区域の種別ごとの規制内容については、「屋外広告物許可基準」（P11～14）をご参照ください。見直し後の規制区域の図については、市街地景観課の閲覧図又はホームページ（アドレスは裏表紙）をご参照ください。）

（参考）

#### 屋外広告物等の種類

- 建築物等定着型屋外広告物  
建築物や工作物に定着させて表示する屋外広告物  
＜種類＞ 屋上屋外広告物，突出型屋外広告物（袖看板），壁面平付け型屋外広告物 等
- 独立型屋外広告物  
土地に定着させて表示する屋外広告物及び広告スタンドなど移動できる屋外広告物  
＜種類＞ 一本支柱型屋外広告物，多本支柱型屋外広告物，広告塔，アーチ型屋外広告物，のぼり旗，広告スタンド 等
- 特定屋内広告物  
建築物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物



### 2 世界遺産等周辺における屋外広告物規制を強化します

世界遺産や御所，離宮周辺及び伝統的な町並みを特に保全・再生する必要性が高い地域などを歴史遺産型の規制地域として新たに指定し，規制を強化します。

### 3 屋外広告物の規制を強化します

#### (1) 屋上屋外広告物を全面禁止します

屋上屋外広告は，建築物の良好な屋上景観の形成に支障となり，建築物全体のデザインを損ない，町並み景観や眺望景観を悪化させる大きな要因となっているため，市内全域で禁止します。  
※ 旗や2階建て以上の建築物の1階の屋根，軒，ひさし等に設置するもので，景観上支障がないなど一定の基準に適合するものについては，認める場合があります。

## (2) 屋外広告物の高さ規制を強化します

### ア 建築物等定着型屋外広告物の高さの上限の引下げ

建築物の高さ規制の強化に合わせ、建築物のデザインや町並み景観を阻害することのないよう建築物等定着型屋外広告物の高さの上限を引き下げます。併せて、独立型屋外広告物の高さの上限も引き下げます。

(例)

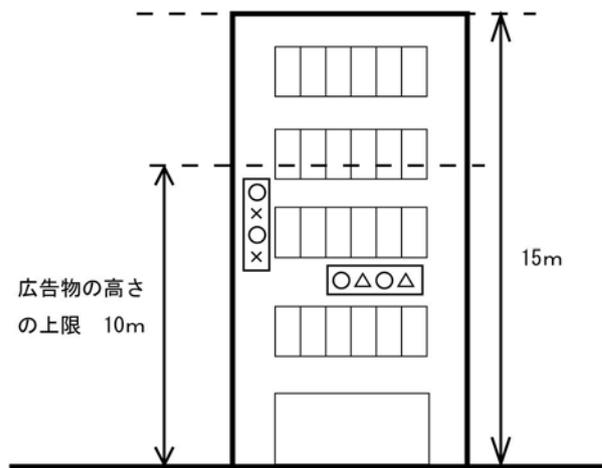
- 建築物に合わせた建築物等定着型屋外広告物の高さの上限の引下げ  
建築物の高さ規制31mの地域→屋外広告物の高さの上限：20m以下  
建築物の高さ規制20mの地域→屋外広告物の高さの上限：15m以下
  
- 独立型屋外広告物の高さの上限の引下げ  
建築物等定着型屋外広告物の高さの上限が20mの地域  
→独立型屋外広告物（一本支柱型）の高さの上限：10m  
建築物等定着型屋外広告物の高さの上限が10mの地域  
→独立型屋外広告物（一本支柱型）の高さの上限：6m

### イ 建築物等定着型屋外広告物の建築物の高さに対する高さ割合を新たに規定

上記アの絶対的高さの規制に加えて、新たに、建築物等定着型屋外広告物の高さの上限を、定着する建築物の高さの2/3以下とする制限を設けます（ただし、当該高さが10mより低いときは10mを上限とします。）。

(例) 高さ15mの建築物に設置する場合

建築物等定着型屋外広告物の高さの上限： $15\text{m} \times 2/3 = 10\text{m}$



### ウ 眺望景観を保全する地域における高さ規制の強化

「京都市眺望景観創生条例」に規定する眺望空間保全区域においては、屋外広告物の高さの上限を前記ア、イに加え、当該条例で規定する建築物等の最高部の標高以下とします。

### (3) 屋外広告物の面積の制限を強化します

ア 建築物のデザインを生かした景観の創出のため、1個当たりの面積の制限を強化します。

(例)

改正前	改正後
○建築物等定着型屋外広告物 職住共存地区 55㎡ 田の字地区内の河原町通、四条通沿道 85㎡	○建築物等定着型屋外広告物 職住共存地区 15㎡ 田の字地区内の河原町通、四条通沿道 50㎡
○独立型（多本支柱型の場合） 職住共存地区 1個当たりの面積(※)の制限：20㎡ 油小路通（高度集積地区） 1個当たりの面積の制限：50㎡	○独立型（多本支柱型の場合） 職住共存地区 1面当たりの面積(※)の制限：5㎡ 油小路通（高度集積地区） 1面当たりの面積の制限：10㎡

※ 独立型屋外広告物の制限面積算定方法の変更

(改正前) 1個当たりの独立型屋外広告物の全ての表示面の合計面積を基準とする。  
(職住共存地区の場合、合計面積で20㎡まで)

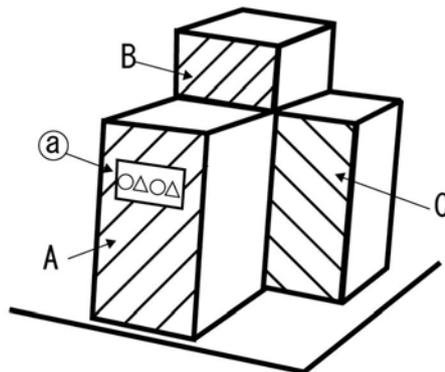
(改正後) 1個当たりの独立型屋外広告物の一方向の表示面の投影面積を基準とする。  
(職住共存地区の場合、片面で5㎡まで)

イ 表示率（壁面面積に対する屋外広告物面積の割合の上限）制限の強化

同一建築物の同方向の壁面であっても、（建築物がL字形である等により）壁面と一体に見えない壁面については、表示率を算定する対象となる壁面面積から除外します。

(例) 表示率の制限が20%（20/100）の地域の場合

改正前	改正後
$\frac{\text{aの面積}}{\text{壁面Aの面積} + \text{壁面Bの面積} + \text{壁面Cの面積}} \leq 20/100$ (表示率の上限)	$\frac{\text{aの面積}}{\text{壁面Aの面積}} \leq 20/100$ (表示率の上限) (壁面B, Cは、屋外広告物が定着する壁面Aと一体に見えないため対象外)



ウ 建築物等定着型屋外広告物の表示率算定方法の変更

(ア) 建築物の高さが10mを超える場合、表示率を建築物高さの10m以下と10m超に分けて算定します。

① 高さが10m以下の屋外広告物

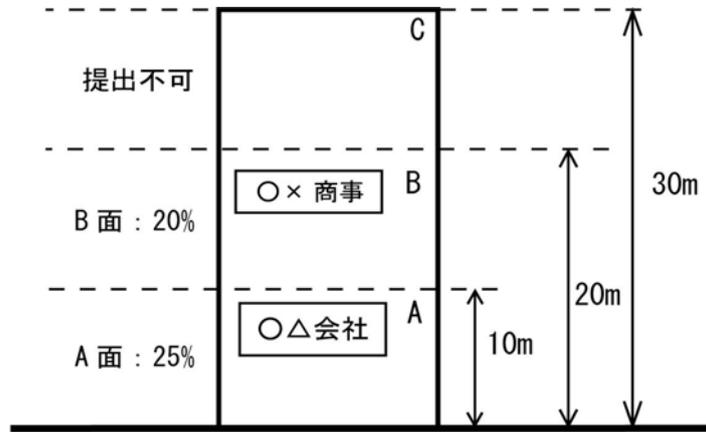
- ・ 10m以下の壁面面積に対する表示率により制限

② 高さが10m超の屋外広告物

- ・ 10m超かつ高さ制限（(2)のア、イ又はウ）以下の壁面面積に対する表示率により制限

- ・ 高さ10m超の屋外広告物の表示率の制限を高さ10m以下の屋外広告物の表示率より強化します。(5%縮減)

- (例) 田の字地区の幹線沿道のうち烏丸通等(表示率25%)  
 10m以下の部分(A面)の表示率: 25%  
 10m超の部分(B面)の表示率: 20%



(イ) アーケードが設置されている通りに面している建築物に屋外広告物を設置する場合、表示率をアーケード高さの上下に分けて算定します。

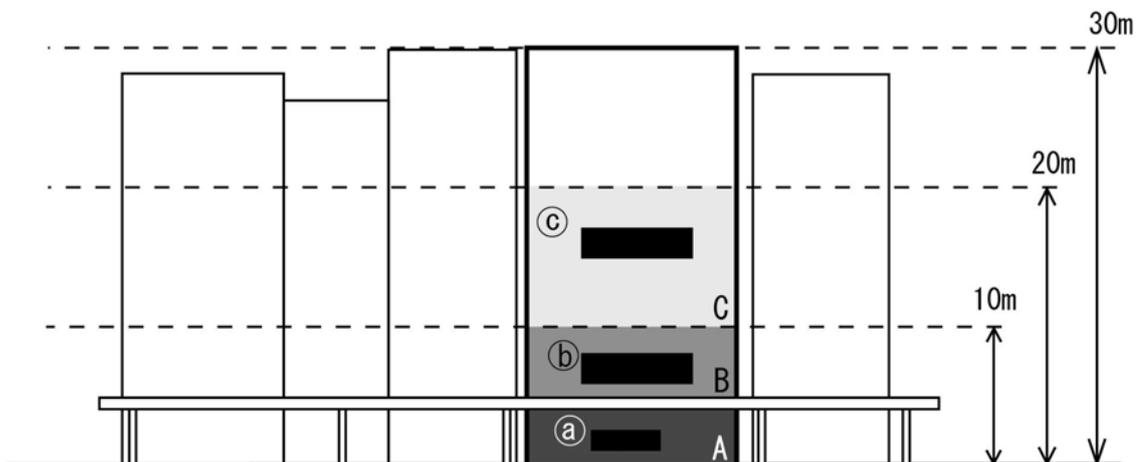
- ① アーケード下の屋外広告物  
 アーケード下の壁面面積に対する表示率により制限
- ② アーケード上かつ10m以下の屋外広告物  
 アーケード上かつ10m以下の壁面面積に対する表示率により制限
- ③ 高さが10m超の屋外広告物  
 10m超かつ高さ制限((2)のア、イ又はウ)以下の壁面面積に対する表示率により制限

(例) 表示率25%の地域でアーケードが設置されている場合

屋外広告物Ⓐの制限: Ⓐの面積/壁面Aの面積 ≤ 25/100(表示率の上限)

屋外広告物Ⓑの制限: Ⓑの面積/壁面Bの面積 ≤ 25/100(表示率の上限)

屋外広告物Ⓒの制限: Ⓒの面積/壁面Cの面積 ≤ 20/100(表示率の上限)



## エ 総面積の制限の強化

地域の景観特性等に応じて総面積の制限を強化します。

(例)

改正前	改正後
○建築物等定着型屋外広告物 1壁面の総面積の上限 職住共存地区 制限なし	○建築物等定着型屋外広告物 1壁面の総面積の上限 職住共存地区 20㎡
○独立型屋外広告物 敷地内の総面積の上限 職住共存地区 20㎡	○独立型屋外広告物 敷地内の総面積の上限※ 職住共存地区 10㎡

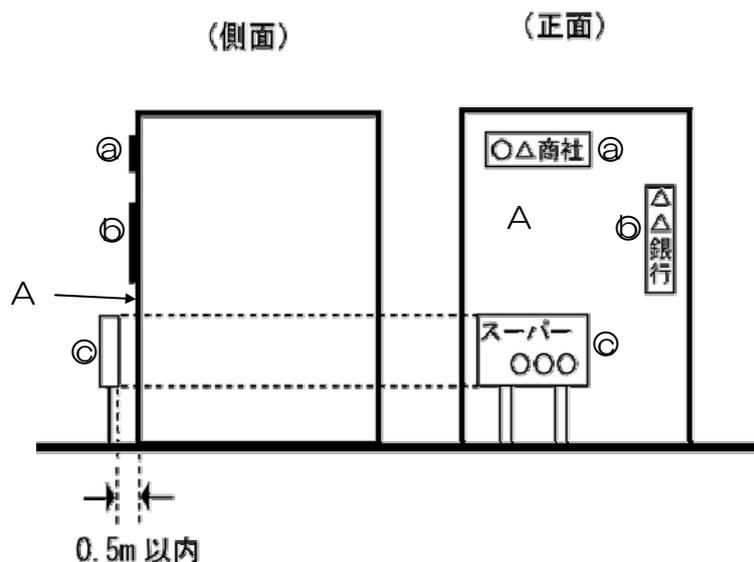
※ 大規模な商業施設等については、駐車場の入口の誘導等、管理用の屋外広告物を設けることが、公益上や土地・建物の管理上も必要な場合があるため、特に敷地面積が広い施設等については、管理用の独立型屋外広告物に限り、面積制限を一定緩和します。

## オ 独立型屋外広告物の面積制限の強化

建築物等から0.5m以内に設置されている独立型屋外広告物については、独立型屋外広告物の総面積の制限に加えて、建築物等定着型屋外広告物の総面積と表示率の規制の対象とします。

(例) 表示率の上限が20% (20/100)、総面積の制限が20㎡の地域の場合

改正前	改正後
$\frac{\text{㊸の面積} + \text{㊹の面積}}{\text{壁面Aの面積}} \leq 20/100 (\text{表示率の上限})$	$\frac{\text{㊸の面積} + \text{㊹の面積} + \text{㊺の面積}}{\text{壁面Aの面積}} \leq 20/100 (\text{表示率の上限})$
$\text{㊸の面積} + \text{㊹の面積} \leq 20\text{㎡} (\text{総面積の上限})$	$\text{㊸の面積} + \text{㊹の面積} + \text{㊺の面積} \leq 20\text{㎡} (\text{総面積の上限})$



## カ アドバルーンによる広告物の面積等の規制

- ① アドバルーンの気球の下の広告物について、表示面積を10㎡以内とする制限を新たに設けます。
- ② アドバルーンによる広告物の表示を禁止する地域を、歴史的市街地等へ拡大します。

## (4) 屋外広告物の形態等の規制を見直します

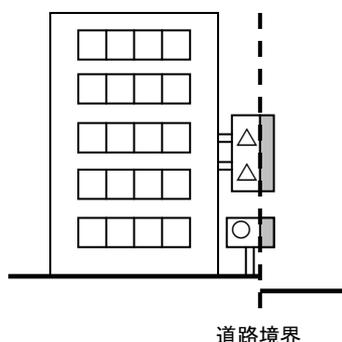
### ア 道路に突出する屋外広告物の禁止

田の字地区の幹線沿道（※1）や眺望景観に配慮する必要がある沿道（※2）における建築物の壁面に設置された袖看板や支柱型屋外広告物等については、通り景観の阻害要因となるため道路（四条通にあっては建築線を越える部分）上空への突出を禁止します（※3）。

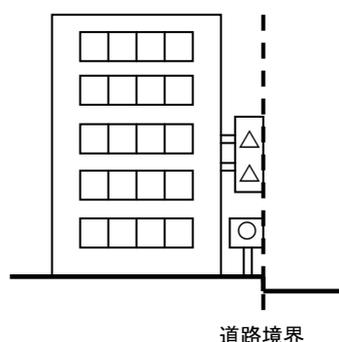
- （※1） 御池通（堀川通～河原町通），四条通（大宮通～河原町），五条通（堀川通～河原町通），堀川通（御池通～六条通），烏丸通（竹屋町通～六条通），河原町通（御池通～六条通）
- （※2） 北山通（北山大橋～白川通），白川通（北山通～御蔭通）  
北大路通（西大路通～大徳寺通），西大路通（北大路通～丸太町通）

注：上記の場所についてはあくまで概略の位置を示すものです。正確な場所については、市街地景観課の閲覧図により確認してください。

(例) ×



○



（※3） アーケード下や建築物の1F相当部分の看板等で景観上支障がない等、一定の要件を満たすものについては、認められる場合があります。

### イ 袖看板等の出幅の制限の強化

袖看板等の出幅については、規制地域により1.5m又は2m以内に制限していましたが、袖看板は通り景観の阻害要因となるため1m又は1.5m以内に制限します。

### ウ 袖看板等を2列設置できる高さの上限の緩和

袖看板等の突出型屋外広告物については、これまで、最上部の高さが3m以下のものについてのみ、1壁面に2列以上設置することを認めてきましたが、この最上部の高さの上限を4m以下に緩和します。

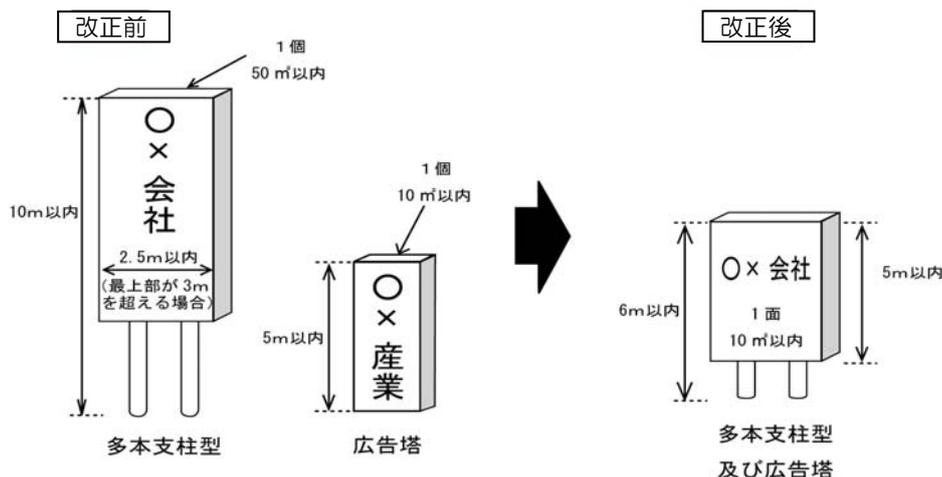
※ なお、道路上空を占有する場合は、道路占用許可が必要ですが、その際、路面から最下部の高さが一定以上（歩道上では2.5m以上）必要です。

### エ 広告塔と多本支柱型屋外広告物の基準の一本化

広告塔と多本支柱型の屋外広告物については、支柱の有無にかかわらず、景観に与える影響は同様であるため、これらの基準を一本化します（多本支柱型については規制強化）。

(例) 油小路通（十条通以南）等（独立型屋外広告物の制限が最も緩やかな地域）の場合

改正前	改正後
○ 広告塔の最上部の高さ 5m以内	○ 広告塔・多本支柱型の最上部の高さ 6m以内
○ 多本支柱型の最上部の高さ 10m以内	
	○ 広告塔・多本支柱型の表示面の縦の長さ 5m以内



#### オ のぼりの制限の強化

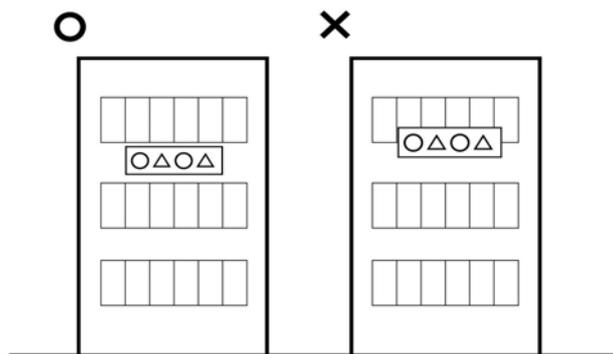
のぼりの乱立が通り景観を損なっているため、のぼりの総面積の制限を強化するとともに、のぼり同士の間隔の制限を新たに設けます。

#### カ 開口部と壁面にまたがる屋外広告物の禁止

開口部と壁面にまたがる屋外広告物は建築物のデザインを阻害するため、禁止します。

※ 幕や建築物と調和した和風の意匠の看板等については、認められる場合があります。

(例)



### (5) 屋外広告物の意匠の制限を強化します

#### ア 点滅式照明・可動式照明の禁止

点滅式照明や可動式照明(回転灯等、照射する光が動くもの)は、刺激的で強い印象を与え、景観に対して悪影響を及ぼすこと、また、警告や注意を促すための点滅式照明や可動式照明と混同し、あるいは、これらの照明を目立ちにくくするおそれがあるので、屋外広告物への使用を原則として禁止します。

※ 非常用、警告用や道路工事等に使用される注意を促すための屋外広告物等に使用される点滅式照明・可動式照明については、市民の皆様の安全を守るために必要なものであるため、認められる場合があります。

※ 点滅せず、光が動かないネオンサインや電光ニュース板等の可変表示式屋外広告物(次項参照)は、点滅式照明・可動式照明と取り扱わないため、全面禁止の対象ではありません。

#### イ 可変表示式屋外広告物を禁止する場所の拡大

現在、可変表示式屋外広告物(電光ニュース板、電光広告板、動画の映像等、常時表示の内容を変えることができるもの)については三方の山々の山麓部等で禁止していますが、三方の山々の内縁部や歴史的市街地の一部まで禁止する場所を拡大します(「屋外広告物許可基準」(P11~14)参照)。

#### ウ 写真、絵画等の使用の制限

写真、絵画等については、建築物のデザインを損なうため、屋外広告物への使用はできるだけ避けてください。ただし、その色彩が良好な景観の形成に支障がないものに限り、以下の要件に適合するものについては認められる場合があります。

- 写真、絵画等を表示した屋外広告物の高さの上限を、原則として10mとします。
- 1個当たりの面積の上限を、原則として10㎡とします。
- 1個当たりの面積が10㎡を超える場合、以下の要件のいずれにも適合していることとします。
  - ① 10㎡を超える写真、絵画等の面積が、1個当たりの面積の上限の1/2以内で、かつ、それらの合計が、表示率の上限の1/2以内
  - ② 写真、絵画等を表示した1個当たり10㎡を超える屋外広告物の数が1壁面当たり2個以内

#### エ 色彩の規制の強化及び明確化

- ① 地域特性に応じて規制を強化します。
- ② JISの標準色票となっている修正マンセル表色系の値を用いて、屋外広告物の下地としての使用を禁止する色を示します。

### (6) 条例に基づく規制の適用対象を拡大します

現在、許可不要とし、条例の規制の適用を除外している屋外広告物についても、原則として条例の規制の遵守を義務付けます。

(例外：法定屋外広告物、国・地方公共団体・公共の団体が設置するものやそれらの団体が民間団体に対して設置を指導しているもので公益性が高く、表示内容が必要最低限と認められるもの、工事・祭礼・慣例的行事のために設置するもの)

## 4 特定屋内広告物の規制を強化します

特定屋内広告物(※)については、現在の開口部の面積に対する表示面積の割合の制限に加えて、使用する色彩の制限を新たに設けます。

※ 特定屋内屋外広告物：建築物の窓ガラス等の内側に描かれているものや貼られているもの又は窓ガラス等の近くで、常時又は一定の期間、屋外に向けて公衆に表示するもの

## 5 屋外広告物の完了届を義務付けます

- ① 屋外広告物の表示者に対して、許可を受けた屋外広告物の設置の完了後、写真を添付して京都市に届け出ることを義務付けます。
- ② 完了届を受け付けた後、京都市が必要に応じて検査を実施します。

## 6 屋外広告物の維持管理の状況の報告を義務付けます

屋外広告物の表示者に対して、3年ごとに維持管理、保守点検の状況を京都市へ報告するよう義務付けます。

## 7 優良な屋外広告物の設置を誘導します

次の4つの施策により、積極的に優良な屋外広告物の設置を誘導し、良好な景観の形成につなげたいと考えております。

- ① 優良屋外広告物表彰制度：特に意匠の優れた屋外広告物を表彰し、許可基準の一部緩和や許可期間の延長を行います。
- ② 歴史的意匠屋外広告物指定制度：木製で文字が毛筆・手書き等の一定の要件に適合する和風の意匠の屋外広告物を指定し、許可基準を一部緩和します。
- ③ 優良屋外広告物特例許可制度：許可の基準に適合しないものであっても、優良な意匠で良好な景観の形成に寄与するものや、公益に資するもの又は慣例的なもので、必要性が高く景観上支障がないものについては、審議会の意見を聴いたうえで、特例的に許可します。
- ④ 優良屋外広告物助成制度：商店街・景観の向上に取り組む団体等が一定のまとまった地域で、又は景観重要建造物・歴史的意匠建造物で、景観に配慮した優良なデザインの屋外広告物を設置する場合には、設置費等の一部を助成します(ただし、一定の要件があります。)

## 8 屋外広告物の施工業者への対応を強化します

改正前	改正後（追加）
○ 京都市域で屋外広告業を営む施工業者は、京都市への登録が必要	○ 同左
○ 条例等に違反した場合は、営業の停止や登録の取消しなどの処分を実施	○ 同左
	○ 営業の停止や登録の取消しなどの処分の結果を公表する規定を新設

## 9 違反屋外広告物への対応を強化します

違反広告物に対して除却命令等を行った場合は、当該屋外広告物が違反であることを明示する標識等を設置することとするなど、違反屋外広告物への対応を強化します。

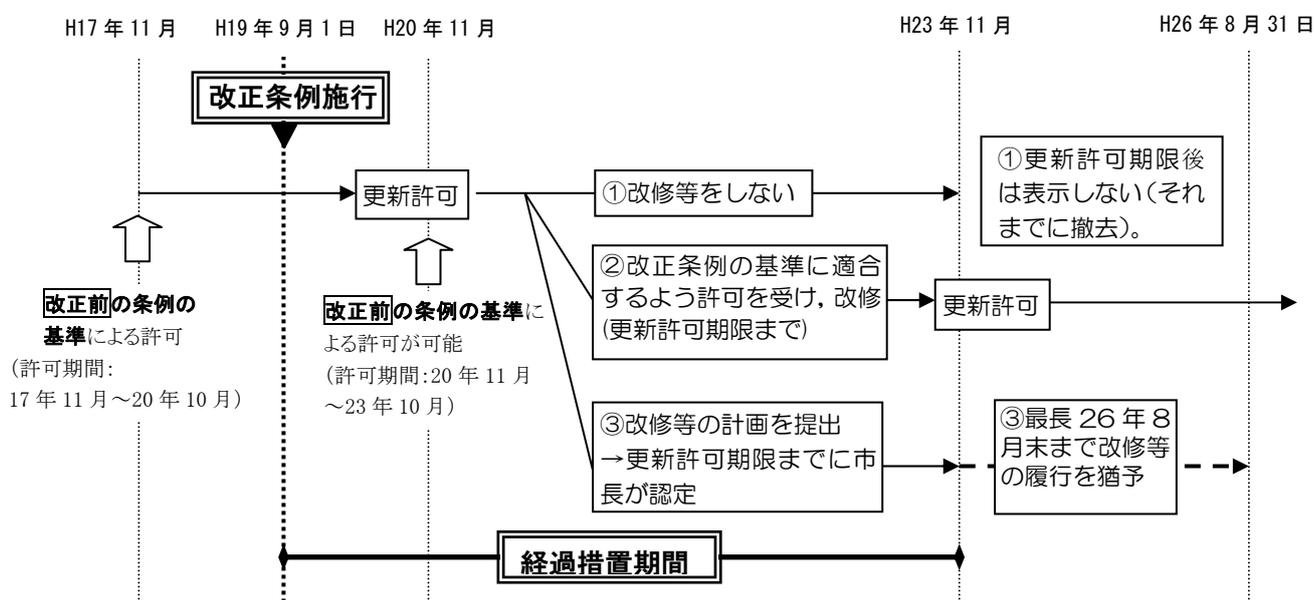
## 10 既に許可を受けている屋外広告物の経過措置を設けます

条例改正前に許可を受けている屋外広告物で、改正後の条例（以下「改正条例」といいます。）の基準に適合しない屋外広告物については、改正条例施行後、1回に限り、改正前の条例の基準により引き続き許可を受ける（許可期間：3年）ことができ、これによって許可日に応じて3年から6年の間、表示することができます（経過措置期間）。

更にこれに加えて、この期間中に改修等の時期を

明確にした計画書が提出され、相当と認められた場合に限り、改正条例の施行日から最長7年を限度として、その改修等の履行を猶予する期間を認めます。

（例） H17年11月に許可を受けた屋外広告物で、改正条例の基準に適合しない屋外広告物を表示している場合



- ① 経過措置期間内のみ表示し、経過措置期間が切れる前に撤去
- ② 経過措置期間内に、改正条例の基準に合うよう変更許可申請をし、許可後、経過措置期間内に改修
- ③ 経過措置期間内に、改修等の計画を提出し、内容が相当と認められた場合、経過措置期間後も、最長で H26 年 8 月まで表示可能（ただし、H26 年 8 月までに撤去又は新規の許可を受け、改修必要）

## 11 改正条例の施行日

**平成19年9月1日**から施行しています。

屋外広告物許可基準(数値関係)

一般地域, 歴史遺産型, 木屋町特別

屋外広告物の種類	基準の項目	屋外広告物規制区域(一般地域, 歴史遺産型)の種類									木屋町特別 規制地区		
		歴史遺産型 第1種地域	第1種地域	歴史遺産型 第2種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域			
建築物等 定着型 屋外 広告物等	全種類	最上部の高さ(地盤面から屋外広告物又は掲出物件の最上部までの高さ)※1	4m	4m	6m	6m	10m	10m	15m	15m	20m	10m	
		1立面に表示する屋外広告物等の総面積※2	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	10㎡	20㎡	—	—	—	—	
		表示率(壁面の面積に対する屋外広告物等の総面積の割合)※3	10/100	10/100	10/100	15/100	15/100	20/100	20/100	25/100	25/100	20/100	
	屋上屋外広告物等	設置を認めない。											
	ひさし看板等	定着する屋根, 軒又はひさしの高さに対する高さ割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	30/100	20/100	
	突出型屋外広告物等	出幅	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
		[高さが4m以下のもの]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	
	幕	1個当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	5㎡	10㎡	15㎡	15㎡	20㎡	10㎡	
	可変表示式屋外広告物	1個当たりの面積	設置を認めない。						5㎡	5㎡	10㎡	3㎡	
		他の可変表示式屋外広告物との距離	面積が2㎡以下のもの	設置を認めない。						10m	10m	10m	10m
面積が2㎡を超えるもの			設置を認めない。						300m	300m	300m	300m	
上記で定めがないもの	1個当たりの面積	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	10㎡	15㎡	20㎡	30㎡	50㎡	15㎡		
独立型 屋外 広告物等	全種類	区画内に表示する屋外広告物等の総面積※4	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	10㎡	
	広告塔及び多本支柱型	最上部の高さ	3m	3m	3m	3m	3m	3m	4m	6m	6m	3m	
		表示面の縦の長さ	3m	3m	3m	3m	3m	3m	4m	5m	5m	3m	
		表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	8㎡	5㎡	
	一本支柱型	最上部の高さ	4m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	6m	
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	2m	1.5m	
		屋外広告物の最上部の高さに対する最下部の高さの割合※5	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	
	広告スタンド	表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	6㎡	5㎡	
		最上部の高さ	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
	アーチ型	表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	
		最上部の高さ	4m	4m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	
	可変表示式 屋外 広告物	広告スタンド でないもの	表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	6㎡	4㎡
			最上部の高さ	設置を認めない。						6m	6m	6m	6m
			他の可変表示式屋外広告物との距離	設置を認めない。						1㎡	1㎡	2㎡	1㎡
		広告スタンド	面積が2㎡以下のもの	設置を認めない。						10m	10m	10m	10m
			面積が2㎡を超えるもの	設置を認めない。						300m	300m	300m	300m
			最上部の高さ	設置を認めない。						1.5m	1.5m	1.5m	1.5m
	立て看板・のぼり	表示面1面当たりの面積	設置を認めない。						0.5㎡	1㎡	1㎡	1㎡	
他の可変表示式屋外広告物との距離		設置を認めない。						10m	10m	10m	10m		
のぼり	最上部の高さ	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m		
	表示面1面当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡		
アドバルーンにより表示するもの (ただし, 美観地区及び美観形成地区においては, 設置を認めない。)	区画内におけるのぼりの総面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	8㎡	4㎡		
	区画内における他ののぼりとの距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	5m	5m		
アドバルーンにより表示するもの (ただし, 美観地区及び美観形成地区においては, 設置を認めない。)	綱の長さ	設置を認めない。						50m	50m	50m	設置を認めない。		
	気球の長径	設置を認めない。						4.5m	4.5m	4.5m			
	1個当たりの面積	設置を認めない。						10㎡	10㎡	10㎡			
	区画内の数	設置を認めない。						2個	2個	2個			

※1 当該高さ制限に加え, 次の各基準にも適合するものであること。①建築物の高さの2/3以下(当該高さが10mより低いときは10m)であること。②定着する建築物等の最上部の高さ(建築物にあっては軒の高さ)を超えないこと。ただし, 一定の基準に適合するひさし看板等についてはこの限りでない。③高度地区による建築物等の高さの最高限度及び眺望景観創生条例に規定する眺望景観保全区域において定められた建築物等の最高部の標高を超えないこと。  
ただし, 文字, 記号等のみを記載する自家用屋外広告物で一定の基準に適合するもの及び一定の基準に適合する旗については, この限りでない。

※2 総面積には, 建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も含める。  
※3 表示率は, 10m以下と10m超の部分に分けて, それぞれで算定する(アーケードが設置されている場所については, 更にアーケードの上下で分ける。)。10m超の部分は, 表の表示率の数字から5%を減じた率とする。  
また, 建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も, 表示率の算定の対象とする。  
※4 敷地面積が特に広い場合については, 一定の管理用屋外広告物について, 面積制限の緩和を行う。  
※5 最上部の高さが広告塔及び多本支柱における制限以下, かつ, 表示面の縦の長さが広告塔及び多本支柱における制限以内であるものは, この限りでない。

屋外広告物許可基準(数値関係)

屋外広告物の種類	基準の項目	屋外広告物規制区域(沿道型)の種類													
		沿道型第1種地域 特定地区	沿道型第1種地域	沿道型第2種地域 特定地区	沿道型第2種地域	沿道型第3種地域 特定地区	沿道型第3種地域	沿道型第4種地域 特定地区	沿道型第4種地域	沿道型第5種地域 特定第1地区	沿道型第5種地域 特定第2地区	沿道型第5種地域	沿道型第6種地域		
建築物等 定着型 屋外 広告物等	全種類	最上部の高さ(地盤面から屋外広告物又は 掲出物件の最上部までの高さ)※1	10m	10m	10m	10m	15m	15m	15m	15m	20m	20m	20m	20m	
	1立面に表示する屋外広告物等の総面積※2	10㎡	10㎡	15㎡	20㎡	20㎡	—	30㎡	—	40㎡	—	—	—		
	表示率(壁面の面積に対する屋外広告物等 の総面積の割合)※3	15/100	15/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	25/100	25/100	30/100	25/100	25/100	
屋上屋外広告物等		設置を認めない。													
ひさし看板等	定着する屋根、軒又はひさしの高さに対する高さ割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	
突出型屋外 広告物等	出幅	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m		
	[高さが4m以下のもの]	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]		
幕	1個当たりの面積	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	20㎡	25㎡	25㎡	25㎡		
可変表示式屋外 広告物	1個当たりの面積	設置を認めない。					5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	
	他の可変表示式屋 外広告物との距離	設置を認めない。					10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	
	面積が2㎡以下のもの 面積が2㎡を超えるもの	設置を認めない。					300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	
上記で定めがないもの	1個当たりの面積	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	30㎡	30㎡	40㎡	50㎡	45㎡	50㎡		
独立型屋外 広告物等	全種類	区画内に表示する屋外広告物等の総面積※4	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	10㎡	15㎡	15㎡	20㎡	20㎡	20㎡	25㎡	30㎡	
	広告塔及び多本 支柱型	最上部の高さ	3m	3m	3m	3m	3m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	
		表示面の縦の長さ	3m	3m	3m	3m	3m	5m	5m	5m	5m	5m	5m	5m	
		表示面1面当たりの面積	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	8㎡	8㎡	8㎡	10㎡	
	一本支柱型	最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	10m	10m	10m	10m	
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	2m	1.5m	1.5m	2m	2m	
		屋外広告物の最上部の高さに対する最下部の高さの割合※5	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	
		表示面1面当たりの面積	3㎡	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	8㎡	
	広告スタンド	最上部の高さ	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
		表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	
	アーチ型	最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	
		表示面1面当たりの面積	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	8㎡	
	可変表示式 屋外広告物	広告スタンド でないもの	最上部の高さ	設置を認めない。					6m	6m	6m	6m	6m	10m	10m
			表示面1面当たりの面積	設置を認めない。					1㎡	1㎡	1㎡	1.5㎡	1.5㎡	1.5㎡	2㎡
			他の可変表示式屋 外広告物との距離	設置を認めない。					10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m
		広告スタンド	最上部の高さ	設置を認めない。					300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m
			表示面1面当たりの面積	設置を認めない。					1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m
立て看板・のぼり	最上部の高さ	表示面1面当たりの面積	設置を認めない。					0.5㎡	0.5㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	
		他の可変表示式屋外 広告物との距離	設置を認めない。					10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	
	最上部の高さ	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m		
のぼり	表示面1面当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡		
	区画内におけるのぼりの総面積	2㎡	4㎡	2㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡		
のぼり	区画内における他ののぼりとの距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	5m	10m	10m	5m		
	網の長さ	設置を認めない。							50m	設置を認めない。					
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形 成地区においては、設置を認 めない。)	気球の長径	設置を認めない。							4.5m	設置を認めない。					
	1個当たりの面積	設置を認めない。							10㎡	設置を認めない。					
	区画内の数	設置を認めない。							2個	設置を認めない。					
		設置を認めない。								設置を認めない。					

※1 当該高さ制限に加え、次の各基準にも適合するものであること。①建築物の高さの2/3以下(当該高さが10mより低いときは10m)であること。②定着する建築物等の最上部の高さ(建築物にあっては軒の高さ)を超えないこと。ただし、一定の基準に適合するひさし看板等についてはこの限りでない。

※2 総面積には、建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も含める。

※3 表示率は、10m以下と10m超の部分に分けて、それぞれで算定する(アーケードが設置されている場所については、更にアーケードの上下で分ける。)。10m超の部分は、表の表示率の数字から5%を減じた率とする。また、建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も、表示率の算定の対象とする。

※4 敷地面積が特に広い場合については、一定の管理用屋外広告物について、面積制限の緩和を行う。

※5 最上部の高さが広告塔及び多本支柱における制限以下、かつ、表示面の縦の長さが広告塔及び多本支柱における制限以内であるものは、この限りでない。

屋外広告物許可基準(その他)

屋外広告物の種類		屋外広告物規制区域(一般地域、歴史遺産型)の種類								木屋町特別 規制地区	
		歴史遺産型第1種地域※	第1種地域※	歴史遺産型第2種地域※	第2種地域※	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域		第7種地域
建築物等 定着型 及び 独立型 屋外 広告物 等 共通	全種類	(1) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。 (2) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。 (3) 表示面の色彩が周囲の建築物等の色彩と不調和でないこと。(下地の色の禁止色をマンセル値により一定明確化) (4) 写真又は絵画等の表示にあつては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。 (5) 写真又は絵画等の表示にあつては、原則として最上部の高さが10m以下であること。 (6) 写真又は絵画等の建築物等への表示にあつては、面積が10㎡以下であること。ただし、10㎡を超える写真、絵画等であつて、1個当たりの面積の上限の2分の1以下、かつ、それらの面積の合計が、表示率の上限の2分の1以下で、1の立面に表示する数が2以下である場合は、この限りでない。 (7) ネオン管等の装飾が昼間の景観に配慮したものであること。 (8) 照明がフラッシュ式又はストロボ式でないこと。 (9) 照明が点滅式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。 (10) 照明が可動式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。 (11) 照明が過度にまぶしいものでないこと。									
		(12) 照明の色が白又は淡色であること。 (13) 照明の色の数が1であること。				(12) 照明の色が落ち着いた (13) 照明の色の数が2以下 であること。	(12) 照明の色の数が3以下であること。				
										(14) 照明装置が公共用空地 から容易に見えないこと。 ただし、可変表示式を除く。	
建築物等 定着型 屋外 広告物 等	全種類	(1) 位置及び形態が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。 (2) 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠ののれんについては、この限りでない。 (3) 開口部と壁面にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠ののれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについては、この限りでない。 (4) 表示面が壁面等からはみ出さないこと。ただし、突出型屋外広告物等については、この限りでない。 (5) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。									
		ひさし看板等	地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに表示するものであつて、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でない等、一定の基準に適合するものであること。								
	突出型屋外 広告物等	(1) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (2) 表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられていること。ただし、旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (3) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。 (4) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。ただし、その面積が0.5㎡以下のものについては、この限りでない。									
		幕	(1) 他の屋外広告物を覆い隠さないこと。 (2) 建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4m以下のものについては、この限りでない。								
	アーケードに 定着するもの	(1) 可変式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。 (2) 下地の色がアーケードにおいて表示し、又は設置されている既存の建築物等定着型屋外広告物等の下地の色と不調和でないこと。									
独立型 屋外 広告物 等	全種類	道路の通行に支障が生じないように表示すること。									
	一本支柱型	支柱が地盤面に垂直に設置されていること。									
	多本支柱型	表示面が長方形その他これに類する形状であること。									
	アーチ型										
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観 形成地区においては、設置 を認めない。)		設置を認めない。				(1) 気球の形態が球形その他これに類するものであること。 (2) 気球に文字等を表示していないこと。 (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。		可変表示式でないこと。  設置を認めない。			

※ 歴史遺産型第1種地域、第1種地域、歴史遺産型第2種地域、第2種地域及び条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接区域内にあつては、自家用屋外広告物(\*)、管理用屋外広告物若しくは面積が1㎡以下の案内用屋外広告物又はこれらの掲出物件であること(これら以外の屋外広告物等は表示・設置不可)。

\* 自家用屋外広告物:①自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの、②自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取り扱う商品若しくは提供する役務を表示するもの、

③建築物等の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの

屋外広告物許可基準(その他)

屋外広告物の種類		屋外広告物規制区域(沿道型)の種別											
		沿道型第1種地域 特定地区	沿道型第1種地域	沿道型第2種地域 特定地区	沿道型第2種地域	沿道型第3種地域 特定地区	沿道型第3種地域	沿道型第4種地域 特定地区	沿道型第4種地域	沿道型第5種地域 特定第1地区	沿道型第5種地域 特定第2地区	沿道型第5種地域	沿道型第6種地域
建築物等 定着型 及び 独立型 屋外 広告物 等 共通	全種類	(1) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。 (2) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。 (3) 表示面の色彩が周囲の建築物等の色彩と不調和でないこと。(下地の色の禁止色をマンセル値により一定明確化) (4) 特定地区にあっては、特定の道路(※)に突き出さないこと。ただし、アーケードに定着するもの、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物であって、景観上支障がないと認められるものについては、この限りでない。 (5) 写真又は絵画等の表示にあっては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。 (6) 写真又は絵画等の表示にあっては、原則として最上部の高さが10m以下であること。 (7) 写真又は絵画等の建築物等への表示にあっては、面積が10㎡以下であること。ただし、10㎡を超える写真、絵画等であって、1個当たりの面積の上限の2分の1以下、かつ、それらの面積の合計が、表示率の上限の2分の1以下で、1の立 (8) ネオン管等の装飾が屋間の景観に配慮したものであること。 (9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式でないこと。 (10) 照明が点滅式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。 (11) 照明が可動式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。 (12) 照明が過度にまぶしいものでないこと。 (13) 照明の色が白又は淡色であること。 (14) 照明の色の数が1であること。											
					(13) 照明の色が落ち着いた色であること。 (14) 照明の色の数が2以下であること。				(13) 照明の色の数 が3以下であるこ と。				
建築物等 定着型 屋外 広告物 等	全種類	(1) 位置及び形態が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。 (2) 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠ののれんについては、この限りでない。 (3) 開口部と壁面にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠ののれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについては、この限りでない。 (4) 表示面が壁面等からはみ出さないこと。ただし、突出型屋外広告物等については、この限りでない。											
	ひさし看板等	地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに表示するものであって、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でない等、一定の基準に適合するものであること。											
	突出型屋外広告物等	(1) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (2) 表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられていること。ただし、旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (3) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。 (4) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。ただし、その面積が0.5㎡以下のものについては、この限りでない。											
	幕	(1) 他の屋外広告物を覆い隠さないこと。 (2) 建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4m以下のものについては、この限りでない。											
	アーケードに 定着するもの	(1) 可変式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。 (2) 下地の色がアーケードにおいて表示し、又は設置されている既存の建築物等定着型屋外広告物等の下地の色と不調和でないこと。											
独立型 屋外 広告物 等	全種類	道路の通行に支障が生じないように表示すること。											
	一本支柱型	支柱が地盤面に垂直に設置されていること。											
	多本支柱型	表示面が長方形その他これに類する形状であること。											
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観 形成地区においては、設置 を認めない。)		設置を認めない。					沿道型第5種地 域、沿道型第6種 地域に同じ		設置を認めない。		(1) 気球の形態が球形その他これに類するものであること。 (2) 気球に文字等を表示していないこと。 (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。		

※ 特定の道路:北山通, 白川通, 北大路通, 西大路通, 御池通, 四条通, 五条通, 堀川通, 烏丸通及び河原町通

<お問い合わせ先>

京都市都市計画局都市景観部 市街地景観課 広告物担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL : (075) 222-3474

FAX : (075) 213-0461

URL : <http://www.city.kyoto.jp/tokei/keikan/>

E-mail : [keikan@city.kyoto.jp](mailto:keikan@city.kyoto.jp)